別表四の項中「で定めるもの」の下に「（(五)、(七)、(十四)、(十六)、(二十六)及び(三十一)から(三十九)までに掲げる物資にあっては、一の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項(五)、(七)、(十四)、(十六)及び(二十六)中「(一の項に掲げるものを除く。)」を削り、同項に次のように加える。

(三十一)	リング形磁石
(三十二)	磁性合金
(三十三)	周波数変換器
(三十四)	アルミニウム合金
(三十五)	炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ
(三十六)	レーザー溶接機
(三十七)	数値制御を行うことができる工作機械
(三十八)	プラズマ切断機
(三十九)	金属水素化物

別表六の項(十四)を次のように改める。

(十四)	ガラス製品（鉛ガラス製のものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）

別表六の項(二十三)中「乗用自動車」の下に「及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあっては、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）」を加え、同項(三十一)の次に次のように加える。

(三十一の二)	運動用具並びにその部分品及び附属品（外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）

別表に次のように加える。

七	航空機用燃料（ケロシン系のロケット用燃料を含み、五の項に掲げるものを除く。）
八	次に掲げる物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 石炭 (二) 鉄鋼 (三) 鉄鉱（精鉱を含む。） (四) 金 (五) チタン鉱（精鉱を含む。） (六) バナジウム鉱（精鉱を含む。） (七) 希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表	**別表**
経済社会システム担当	経済社会システム担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～6　略］ 7　休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この訓令は、平成二十九年四月二十四日から施行する。